

原典研究

1ラン家族保護法(二〇二三年四月九日成立)

に関する覚書

森田 豊子 鹿児島大学非常勤講師 佐藤 秀信 法務省法務事務官

・はじめに

すると、監督者評議会が同二七日に承認し、同法が正式に成立した。 (majles) に初提出された既存法が全面的に改訂される形で成立した。家族(majles) に初提出された、二〇一二年三月に国会が可決し、監督者評議戻しを幾度か繰り返した末に、二〇一二年三月に国会が可決し、監督者評議戻しを幾度か繰り返した末に、二〇一二年三月に国会が可決し、監督者評議にし一九七五年に改訂された既存法が全面的に改訂される形で成立した。家族し一九七五年に改訂された既存法が全面的に改訂される形で成立した。家族に一九七五年に改訂された既存法が全面的に改訂される形で成立した。家族に一九七五年に改立

立までの五年半ほどの間に法案条文が修正・削除されていった過程に関し重立までの五年半ほどの間に法案条文が修正・削除されていった過程に関し重さまでの元年半ほどの間に法案条文が修正・削除されている監督者評議会の差し戻し・承認内容に関するイラド。に掲載されている監督者評議会の差し戻し・承認内容に関する公文書際の覚書では、家族保護法に関する革命後のイランの社会的背景及び法案審際の覚書では、家族保護法に関する革命後のイランの社会的背景及び法案審に掲載されている監督者評議会の差し戻し・承認内容に関する公文書に掲載されている監督者評議会の差し戻し・承認内容に関するイラン国内の報道・論評も適宜参照し、二○○七年七月から二○一三年二月の成ン国内の報道・論評も適宜参照し、二○○七年七月から二○一三年二月の成ン国内の報道・論評も適宜参照し、二○○七年七月から二○一三年二月の成立までの五年半ほどの間に法案条文が修正・削除されていった過程に関し重さまでの五年半ほどの間に法案条文が修正・削除されていった過程に関し重法を対している。

要な論点を検証していきたい。

一・国会審議における議論

する。 会審議過程を三期に区切り、各々の審議期間において注目された条文を検討会審議過程を三期に区切り、各々の審議期間において注目された条文を検討以下では、法案が国会に提出されてから成立するまでの五年半あまりの国

二—一一第一期(二〇〇七年七月~二〇〇八年九月)

第一の審議期間は、国会本会議で同法案の審議開始要求が宣言された第一の審議期間は、国会本会議で同法案の審議開始要求が宣言されたのである。二○○七年七月に提出された法案のうち、特に問題視されたのは、第二三条の二人目の妻を娶る婚姻要件と、第二五条の高額の婚資に対する課第二三条の二人目の妻を娶る婚姻要件と、第二五条の高額の婚資に対する課第二三条の二人目の妻を娶る婚姻要件と、第二五条の高額の婚資に対する課第二三条の二人目の妻を娶る婚姻要件と、第二五条は、「通例以上に高額でで二人目の妻を娶る」とを認めた。また、第二五条は、「通例以上に高額でで二人目の妻を娶る」となり、課税を理由に婚資が減額される恐れがあることから、この規定ものであり、課税を理由に婚資が減額される恐れがあることから、この規定ものであり、課税を理由に婚資が減額される恐れがあることから、この規定ものであり、課税を理由に婚資が減額される恐れがあることから、この規定ものであり、課税を理由に婚資が減額される恐れがあることから、この規定は女性たちの反発を招いた。

二○○八年八月末まで、これらの問題について報道機関等が大きく取り上

び第二五条を削除した法案総論が可決された。複数議員が第八期第二四回審議において意見を表明し合った末、第二三条及は、第二三条及び第二五条の削除を提案した。そして、賛成派及び反対派のげ、抗議運動も発生した。。

二一 第二期(二○一○年八月~二○一○年九月)

二三一回審議まで継続した。
□三一回審議まで継続した。
□三一回審議まで継続した。
□三一回審議まで継続した。
□三一回審議まで継続した。
□三一回審議まで継続した。
□三一回審議までである。□○○八年 ら□○一○年九月五日の第八期国会第 □三回審議が再開された。同審議は条文ごとになさ により、第八期国会第二二三回審議が再開された。同審議までである。□○○八年 ら□○一○年九月五日の第八期国会第二三三回審議か 第二の審議期間は、□○一○年八月一五日の第八期国会第二三三回審議か

議は、この「緑の運動」の収束を待って再開したと言える。 とりわけ、二〇一〇年八月二二日の第二二六回審議から第二三一回審議ま とりわけ、二〇一八年八月二二日の第二二六回審議から第二三一回審議ま とりわけ、二〇一八年八月二二日の第二二六回審議から第二三一回審議ま とりわけ、二〇一八年八月二二日の第二二六回審議から第二三一回審議ま とりわけ、二〇一八年八月二二日の第二二六回審議から第二三一回審議ま とりわけ、二〇一〇年八月二二日の第二二六回審議から第二三一回審議ま

三. 第三期(二〇一一年八月~二〇一二年三月

及び反対派の議員複数が意見を表明し合った。四〇二回審議及び翌日の第四〇三回審議では、以下の四点をめぐり、賛成派四〇二回審議及び翌日の第四〇三回審議では、以下の四点をめぐり、賛成派け、国会の法案可決直前の審議となった二〇一二年三月五日の第八期国会第四〇三回審議までである。とりわら、二〇一二年三月六日の第八期国会第三五一回審議か第三の審議期間は、二〇一一年八月二三日の第八期国会第三五一回審議か

- ある一時婚登録要件の削除一つ)法案第二二条(家族保護法成立時の第二一条)の第一項~第三項に
- (二) 二〇〇七年七月当初の法案に記載され削除された二人目の妻を娶る

場合の婚姻要件条項を修正の上での復活

夫が妻の就労を阻止できる権利を認める条項の追加

 \equiv

 \bigcirc

上記の四点はいずれも女性活動家側からなされた要求であるが、第一の要上記の四点はいずれも女性活動家側からなされた。一時婚における登録義務の要件が規定され、裁判所が認めれば一人目の妻の認否にかかわらず二人目の妻を好ることを可能とする要件は認められなかった。第三の妻の就労に対する夫娶ることを可能とする要件は認められなかった。第三の妻の就労に対する夫娶ることを可能とする要件は認められなかった。中婚における登録義務の要件が規定され、裁判所が認めれば一人目の妻の認否にかかわらず二人目の妻を以上の場合は「過剰な婚資」とみなされ、支払えない場合でも刑罰の対象で以上の場合は「過剰な婚資」とみなされ、支払えない場合でも刑罰の対象で以上の場合は「過剰な婚資」とみなされ、支払えない場合でも刑罰の対象で以上の場合は「過剰な婚資」とみなされ、支払えない場合でも刑罰の対象で以上の場合は「過剰な婚資」とみなされ、支払えない場合でも刑罰の対象で以上の場合は「過剰な婚資」とみなされ、支払えない場合でも刑罰の対象ではなくなった。

監督者評議会の不承認と国会の対応

今回の家族保護法案の審議過程では、国会で可決された一部条文が監督者今回の家族保護法案の審議過程では、国会で可決された。その中で記成立まで、国会と監督者評議会との間で最後まで意見が対立した第三○法成立まで、国会と監督者評議会との間で最後まで意見が対立した第三○法成立まで、国会と監督者評議会との間で最後まで意見が対立した第三○法成立まで、国会と監督者評議会にて不承認となり、国会への差し戻しが三度繰り返された。その中で高条文である。

を聴取した後、その費用を確定し、(夫に)支払を命じることができる。たを聴取した後、その費用を確定し、(夫に)支払を命じることができる。たり取るかった場合、裁判所は妻の求めに応じ、公的な司法専門家の意見で夫の命令もしくは夫の許可によって、夫が負うべき共同生活の諸経費を自て夫の命令もしくは夫の許可によって、夫が負うべき共同生活の諸経費を自定よるものを夫から受け取ることを主が正明した場合、及びそれが妻からの贈与の分の財産から支払っていたことを証明した場合、及びそれが妻からの贈与の分の財産から支払っていたことを証明した場合、及びそれが妻からの贈与の分の財産から支付し、その代償を申三月六日に「妻は、共同生活の費用を確定し、(夫に)支払を命じることができる。た後正を繰り返してきた章である。「家族保護法案(二○一二年一月二三日司法修正を繰り返してきた章である。「家族保護法案(二○一二年一月二三日司法修正を繰り返してきた章である。「家族保護法案(二○一二年一月二三日司法修正を繰り返してきた章である。「家族保護法案(二○一二年一月二三日司法修正を繰り返した。」

を証明した場合、 正した。 共同生活における通常の諸経費を自らの財産から支払い、 それを受けて、 四月二三日、 はない。夫妻が同意しての離婚には、 と修正した。 よって、夫が負うべき共同生活の諸経費を自分の財産から支払っていたこと の審議において条文を、「妻が裁判所において夫の命令もしくは夫の許可に 反する」として、国会案を承認せず差し戻した。国会は、 証拠は、夫の命令もしくは夫の許可による支弁である場合、イスラーム法に の文案を大幅に修正する条文を可決した。ところが、監督者評議会は、 だし、夫が上述の支弁が贈与の目的であることを証明した場合はこの限りで 監督者評議会は、 この第三〇条を「イスラーム法に反する」として差し戻した。 国会は同年五月九日に同条文を、「妻は常に、夫が負うべき 妻はそれに相当するものを夫から受け取ることができる 同年六月六日に「夫への贈与が目的だったとする 本条項は適用されない」と、それまで 同年一二月一八日 (以降同上)」と修

贈与の意思によるものであることを証明できなかった場合は、 見が採用されていない」として、 当するものを夫から受け取ることができる」と修正した。監督者評議会は、 費を自分の財産から支払っていたことを証明した場合、及びそれが妻からの 証明できなかった場合」との生活経費受け取り条件を追加し、 していない」と承認して同法が成立したことをもって、第三〇条を認めるに において夫の命令もしくは夫の許可によって、 二〇一三年二月二七日に法案全文を「イスラーム法及び憲法の諸基準に矛盾 二〇一三年二月一九日の最終審議において条文を、「妻からの贈与の意思を 監督者評議会は、二○一三年一月一日に「修正はされたが、当評議会の意 国会案を承認せず差し戻した。 夫が負うべき共同生活の諸 妻はそれに相 「妻が裁判 玉 「会は、

承認せず差し戻した。 ねばならず、 の扶養料については、民法第一二〇六条による」と修正された。監督者評議 料及び養育費の支払は、 可決修正法案にて第四九条となり、「今後」 支払よりも優先される」と規定していた。この規定は、 あるが、「妻の扶養料、 次に、 同年四月二三日、 一家族保護法案 イスラーム法に抵触 国会は同年五月九日に同条文を、「妻の名誉及び特性 子の扶養料及び養育費の支払は、 他の全ての負債の支払よりも優先される。 (二〇一二年一月二三日司法権公表)」の第四一条で 「第四九条の期間設定は、 (eshkār-e shar'ī) する」として、 一年以内の妻の扶養料、 裁判官によって決定され 同年三月六日の国会 他の全ての負債 国会案を 子の扶養 過去の妻

> いて同条文に言及しないことで、条文削除が決定した。 いて同条文に言及しないことで、条文削除が決定した。 に応じ裁判所の判断によって決定される。過去の妻の扶養料については、民 と変の削除を決定し、監督者評議会は、同年一二月一日の国会宛書簡にお の立ての負債の支払よりも優先される。過去の妻の扶養料については、民 と文の削除を決定し、監督者評議会は、同年一二月一八日の審議において同 条文の削除を決定し、監督者評議会は、同年一二月一八日の審議において同 条文の削除を決定し、監督者評議会は二〇一三年一月一日の国会宛書簡にお いて同条文に言及しないことで、条文削除が決定した。

おわりに

俯瞰すると、興味深い現象が三点確認できる。半もの時間をかけて、新しい家族保護法が成立した。本法の審議過程全体を以上のとおり、二〇〇七年七月に初めて国会に提出されてから、実に五年

反体制運動が、法案の審議停滞を招いたという皮肉な事態を生んだ。とって人間の尊厳をかけた問題をめぐって多くの女性が立ち上がったことにえた点である。前者は、二人目の妻及び婚資減額の可能性という既婚女性にえた点である。前者は、二人目の妻及び婚資減額の可能性という既婚女性にえた点である。前者は、二人目の妻及び婚資減額の可能性という既婚女性にえた点である。前者は、二人目の妻及び婚資減額の可能性という既婚女性に

保守派とは一線を画し、 会派 ディーネジャード大統領やこれら新保守勢力と厳しく対峙していることで知 後者の代表格として、 る。これら議員は、 に所属するファーテメ・ラフバル及びファーテメ・アーリヤーなど、 後ろ盾とする同じく保守派議員が対抗したことである。前者は、 権利拡大を目指したのに対し、 タッハリー れる。 第二に、 典型的な保守本流の出自を有するアリー・モタッハリーは、 「イスラーム・イラン開発者たちの連合 (通称アーバードギャラーン)」 ここから、 審議過程の主要な対立軸として、複数の保守派女性議員が女性 が、一時婚や複婚をめぐり、これら女性議員らと激しく対立し 保守派といっても一枚岩でないばかりか、 アフマディーネジャード大統領と政策志向が近い。 モルテザー・モタッハリーの息子であるアリー 右派リベラルの傾向を有する「新保守」勢力であ 旧来の保守派及び一二イマーム派の宗教界を 内部の対立 強硬保守系 時にアフマ 旧

が示されるといえよう。が複線的に変化し、イラン内政が改革派抜きでもダイナミズムを有することが複線的に変化し、イラン内政が改革派抜きでもダイナミズムを有すること

第三に、そのようなダイナミズムが働きつつも、監督者評議会という存在 第三に、そのようなダイナミズムが働きつつも、監督者評議会という存在 第三に、そのようなダイナミズムが働きつつも、監督者評議会という存在 第三に、そのようなダイナミズムが働きつつも、監督者評議会という存在 第三に、そのようなダイナミズムが働きつつも、監督者評議会という存在 第三に、そのようなダイナミズムが働きつつも、監督者評議会という存在 第三に、そのようなダイナミズムが働きつつも、監督者評議会という存在

註

- (2) 貫井万里・森田豊子(訳・註)、佐藤秀信、細谷幸子、山崎和美(註)、爲永憲司(2) 貫井万里・森田豊子(訳・註)、佐藤秀信、細谷幸子、山崎和美(註)、爲永憲司
- (3)「現代イランの「家族保護法」についての覚書」一四三―一四七頁を参照
- (4) http://www.ical.ir/, accessed 8 January 2016.
- (5) http://www.hvm.ir/, accessed 8 January 2016.
- (©) http://www.shora-gc.ir/, accessed 8 January 2016
- (r) http://www.el.tufs.ac.jp/prmeis/html/pe/News20080913_192054.htm, accessed 29 January 2016.
- 貨換算にすることで婚資の価値が下がることを防ぐためである。 などにより貨幣の価値がすぐに変わってしまうため、物価による変動が少ない金(8)ここで金貨換算が求められる理由は、イランでは物価の変動が激しく、インフレ